

三木町学校給食（停止・再開）届

（宛先）三木町長

年 月 日

学校給食を（停止・再開）したいので、三木町学校給食費の徴収に関する規則第 10 条第 1 項第 1 号の規定により次のとおり届けます。

保護者 (学校給食費負担者)	ふりがな					
	氏名 (自署)					
	住所					
	電話番号					
提供を受ける 児童等	学校等名		学年		組	
	ふりがな			生年月日	年 月 日	
	児童等氏名					
停止	停止の理由	1 長期欠席（連続して 5 日以上） 2 転出・三木町立学校（園）以外への転校（園） 3 その他（ ）				
	停止希望年月日	年 月 日				
再開	再開希望年月日	年 月 日				

【備考】

- ・学校給食の停止又は再開は、学校がこの届を受領した日の 5 日後からとなります（三木町立学校の管理運営に関する規則（昭和 33 年三木町教育委員会規則第 10 号）第 3 条に規定する休業日を除く。）。そのため、提出日及びその翌日からの 4 日間の学校給食費については、喫食されない場合でも、原則、徴収いたします。
- ・病気等のやむを得ない理由により、連続して 5 日以上、学校給食の停止を希望する場合は、当該停止を希望する日の 5 日（三木町立学校の管理運営に関する規則第 3 条に規定する休業日を除く。）前までにこの届を、提出してください。
- ・この届は、連続した 5 日未満の欠席については提出の必要はありません。